

公用車管理経費比較(本庁・支所)

		H30決算額	H29決算額	H28決算額	増減(H30-H29)	増減(H29-H28)
消耗品費	・タイヤ、エンジン オイル等	1,856,823	2,350,246	2,404,011	△ 493,423	△ 53,765
燃料費		8,364,841	7,731,951	7,573,719	632,890	158,232
修繕料	・車検(修繕)等	5,776,510	4,815,383	5,046,148	961,127	△ 230,765
手数料	・車検(手数料) 等	890,774	688,235	921,782	202,539	△ 233,547
保険料	・車検(自賠責保 険料)	1,285,520	957,510	1,495,850	328,010	△ 538,340
業務委託料		0	0	302,510	0	△ 302,510
借上料		1,894,536	2,183,088	2,174,220	△ 288,552	8,868
備品購入費	・車両	1,181,682	4,275,274	4,897,450	△ 3,093,592	△ 622,176
負担金		166,500	166,500	166,500	0	0
自動車重量税	・車検(自動車重 量税)	712,400	551,800	937,500	160,600	△ 385,700
繰越明許		0	0	0	0	0
合 計		22,129,586	23,719,987	25,919,690	△ 1,590,401	△ 2,199,703

公用車年度別台数

平成31年3月31日現在所有分

年度	台数							
	本庁	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
平成元年					1			1
平成5年						1		1
平成7年	1				1			2
平成8年							1	1
平成9年				1				1
平成10年	1							1
平成11年	1							1
平成12年	2		1					3
平成13年	1					2	1	4
平成14年	4	1	1				1	7
平成15年	6	1		2	1			10
平成16年	3	1	1			3	3	11
平成17年	1		2					3
平成18年	4		1	1	1	1	1	9
平成19年	7	1	2		1		1	12
平成20年	6	3	1	1	1			12
平成21年	3		1	1	1		1	7
平成22年			1					1
平成23年	4		1	1				6
平成24年	3							3
平成25年	4	1			2			7
平成26年			1	1				2
平成27年	2		1		1			4
平成28年	3	2						5
平成29年	3	2		1				6
平成30年	3					1		4
合計	62	12	14	9	10	8	9	124

公用車の導入・更新基準（H31 修正版）

1. 公用車の適正配置

●公用車の現状

○公用車の管理経費の削減及び来庁者用駐車場の確保等を目的に、公用車の削減に取り組み、現在、本庁・支所を合わせた公用車数は257台となっている。

内、職員が使用する車両（市長・副市長・教育長・議長車・消防指揮車、指定管理貸与車両、バス・除雪車等の特殊車両を除く）は、124台となっており、全体で3.9人に1台となっている。

本 庁	349人	÷	62台	=	5.6人/台
西城支所	25人	÷	12台	=	2.1人/台
東城支所	44人	÷	14台	=	3.1人/台
口和支所	16人	÷	9台	=	1.8人/台
高野支所	16人	÷	10台	=	1.6人/台
比和支所	15人	÷	8台	=	1.9人/台
総領支所	19人	÷	9台	=	2.1人/台
全 体	484人	÷	124台	=	3.9人/台

※保育所除く

○公用車の効率的な利用を図るため、本庁においては、62台中11台を総務課において集中管理し、支所においては総務室での集中管理とする。

●公用車の配置基準

○職員数及び業務内容に応じた適正な台数とするため、次のとおり積算基準を定め、適正配置に努める。

◎本庁においては、公用車1台当たり、事務職 7人、技術職 4人、訪問事業関係者 3人（嘱託員含む）で算出し、ワンボックス 1台、軽トラ 2台を加算した数とする。

◎支所においては、公用車1台当たり、事務職 6人、技術職 4人、訪問事業関係者 3人（嘱託員含む）で算出し、軽トラ 1台、ワンボックス 1台、運送用車両 1台を加算した数とする。

○職員数の減少が見込まれる中、より一層の経費削減と効率的な利用を行うため、本庁・支所間の均衡を図ると共に、より一層の公用車の削減に取り組む。

2. 公用車の導入・更新基準

○公用車の導入・更新基準及び導入方法については、次のとおりとする。

《導入・更新基準》

- 車両の導入にあたっては、公用車の配置基準に基づくものとし、予算計上する前に必ず総務課へ相談すること。
- 車両の導入は、原則、軽自動車とし、やむを得ず普通車を導入する場合は、環境対応型とする。ただし、車種指定は認めない。
- 更新は、経過年数 15 年以上若しくは走行距離 15 万キロ以上を基本とする。ただし、公用車管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

《導入方法（リースと購入）》

- 原則、長期間使用する計画の車両については備品購入とする。
- リースについては、使用目的が短期（5年 15 万キロ）となるものとし、ファイナンスリースとする。（メンテナンスリースは認めない。）